

北部九州地方における押型文土器出現の時期

——広島県帝釈弘法滝洞窟遺跡出土土器の検討から

矢野 健 一

はじめに

押型文土器とは山形、格子目、橢円などの文様を長さ数センチメートル、径数ミリメートルから1センチメートル強の円棒（木の枝を加工したと推定できるもの）に彫刻した原体を土器の器面に回転させて文様を施した土器である。縄文時代の草創期後葉（関東地方の撚系文土器併行期）から早期前半にかけて東北地方北部から九州地方南部にかけての広い地域にわたって分布しており、当該期の縄文土器編年の基準として、戦前から研究者の関心と呼んできた。押型文土器の編年に関して、特に問題となってきたのは中部地方の立野式、および東海地方から近畿地方を中心に分布する大川式、神宮寺式で、これらは「ネガティブな」押型文と呼ばれる特殊な文様を施す。ネガティブというのは、一般の橢円文では土器表面の橢円文様が凸になるのに対し、橢円文様が凹になるので、このような名称で呼び習わされている。この種の土器は関東、東北地方および九州地方では出土せず、中四国地方から中部地方にかけて分布するが、他の一般の押型文土器は東北地方から九州地方にかけて広く分布する。両者が同時に併存しているのか、それとも前者が後者より古いのか、という点は広域に分布する押型文土器の起源の問題、ひいては当該期の文化的影響関係

を左右する問題であるため、「ネガティブな」押型文土器の発見当初（一九五〇年）から議論が分かれていた。この間の論争には筆者も加わっており、矢野一九九三「現在ではこれらを一般的な押型文土器よりも古く位置づける見解が定着している」池谷・守屋一九九九、松田一九九九、宮崎一九九九。

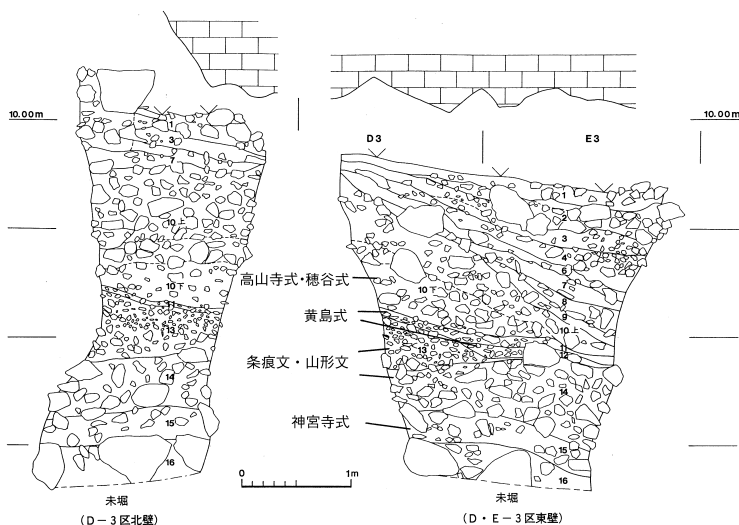
しかし、九州地方と中国地方においては、異論が残っており、「ネガティブな」押型文土器が近畿地方に分布する時期に、九州地方では稲荷山式や早水台式などの一般的な押型文土器が分布するとみなす見解、坂本一九九四「や、中国地方においては条痕地の山形文の押型文土器が先行するとみなす見解」中越一九九五「が依然として存在している。この見解は、「ネガティブな」押型文の認定に関する問題と関係する。九州地方や中国地方では近畿・中部地方の「ネガティブな」押型文土器とは異なるものをそう認定しており、また草創期前半の爪形文土器と「ネガティブな」押型文土器を誤認するといった問題があると見受けられるのである。広島県帝釈峡弘法滝洞窟遺跡出土資料をめぐって筆者はこの点を問題にしたことがあるが、矢野一九九七「これは推定にとどまる見解であった。この筆者の見解を踏まえた編年案もすでに公表されており、綿貫一九九九「やや遅きに失した観はあるものの、実見の結果を踏まえて、この点をあらためて問題にしたい。」

また、この資料は本州地方と九州地方の当該期の併行関係を考える上で鍵となる資料である。近畿地方の「ネガティブな」押型文土器と九州地方の初期の押型文土器との時期的関係を層位的に決定する事例といつてよい。本論では、特にこの点に焦点を当てて、その意義について検討を加えたい。

一 帝釈峡弘法滝洞窟遺跡の層位例

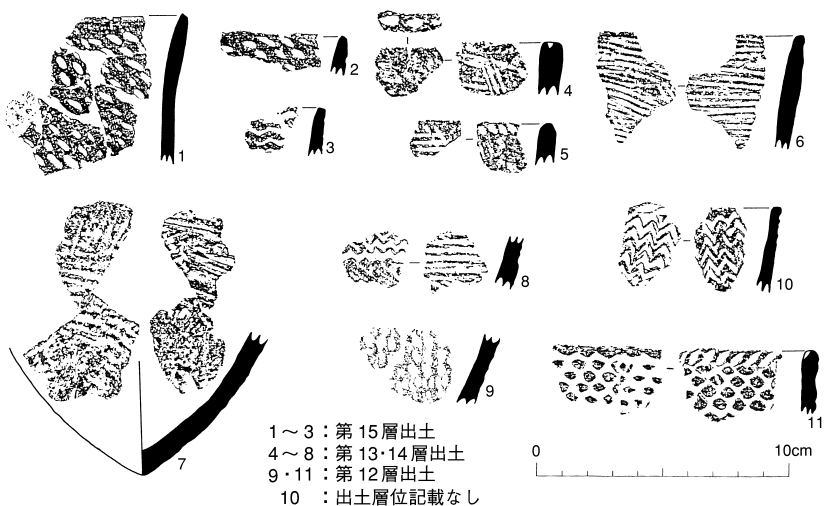
この遺跡は広島県神石郡油木町にある洞窟遺跡である。広島大学の分布調査によって一九七七年に発見され、一九八五年より発掘調査が続けられてきた。詳細については、報告書を参照いただきたい。打田二〇〇二、中越一九九

五・二〇〇一、中越ほか一九八六・一九九六・一九九八・二〇〇〇」押型文土器は第一〇層から第一五層にわたって出土する（第一図、第二図）。まず、ここであらためて神宮寺式と認定するのは報告書「中越一九九五」で、「刺突文土器」と呼ばれているもので、「草創期の爪形文土器系統の土器」と記述されている（第二図一・三）。筆者はこれを神宮寺式の押型文土器ないし神宮寺式に少量伴う刺突文土器かと推定していたが、実見した結果、四単位（四つおきに同一部分が繰り返し表れる）の押型文土器と認定した（第三図）。左下がりの斜め方向に回転施文した押型文土器である。部分的に施文方向がわずかにずれる箇所がある。神宮寺式は胴部に縦位に施文するのが一般的だが、このような斜位方向の施文も珍らしくはない。ただし、右下がりのものが多いようである。島根県瑞穂町掘田上遺跡の神宮寺式は斜位施文が多い（角田編一九九一）。刺突によるものか回転施文によるものかは、確かにこの個体だけでは判断に迷うところがある。しかし、口縁部に山形文の押型文を施した個体もあり（第二図三）、これも神宮寺式に一般的な手法であること、神宮寺式に伴う刺突文や草創期の爪形文は個々の単



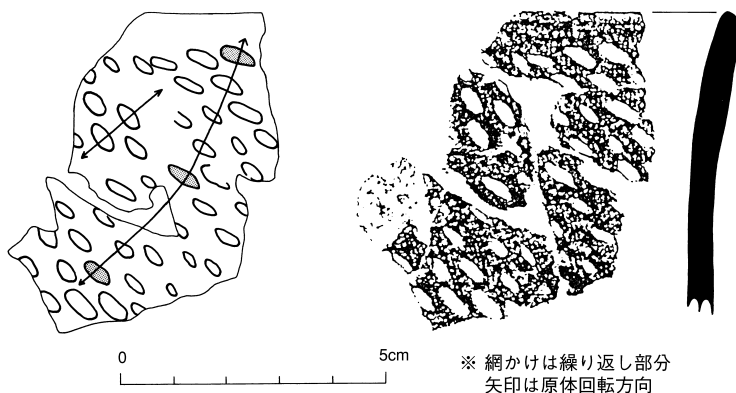
第1図 帝釈弘法滝洞窟遺跡（D-3区北壁とD・E-3区東壁）の層位

[中越ほか1996]に主な出土土器を加筆



第2図 帝釈弘法滝洞窟遺跡出土土器

9以外は〔中越ほか1996〕より
 9は〔中越1995〕より
 層名は〔中越ほか1996〕のD・E-3区のものによる



第3図 帝釈弘法滝洞窟遺跡出土の神宮寺式土器（第2図1と同一）

位文様が重複せず、間隔が一定であること、さらにこの文様は楕円の中央部が丸く深くなり、刺突の方向が特定できないこと、そして回転施文として繰り返しの単位を確認できることから押型文の回転施文と判断した。この神宮寺式は第九・一〇次調査において第一五層から他の型式を含まず、単独で出土している。これよりも下位層における土器の出土は確認されていない。つまり、現時点では弘法滝洞窟遺跡で最も古い土器は神宮寺式である。帝釈峽遺跡群全体においては観音堂や馬渡出土の草創期の無文土器（松崎編一九七六）が最古の土器になるが、押型文土器では神宮寺式が最古で、その出土はこの遺跡に限られる。

神宮寺式より上位の層から出土する土器の主体は報告書で「条痕文土器」と記述されているもので、土器の内外面に二枚貝による条痕を残し、口縁端部を刺突するものが多い（第二図四七）。この種の土器は第一〇次調査では第一三・一四層出土、第二丁九次調査では第一三層下層出土とされている。この第一三層下層からは条痕の顕著な山形文の押型文土器が出土しており、条痕文土器に相伴すると考える（第二図八）。少量の山形文に多量の条痕文が伴う時期が想定できるわけである。この時期には無文の土器も少量存在する。

黄島式はこれよりも上位の第二二層を中心に出土している。この遺跡の黄島式は（一）口縁端部内面に短い沈線ないし、刻みを有するもの（第二図一〇・一一）、（二）口縁部内面に柵状文ないし短沈線を有するもの、（三）柵状文ないし短沈線が二段になるもの、の三者がある。（一）は九州東北部の稲荷山式、（二）は早水台式ないし下菅生B式、（三）は下菅生B式にそれぞれ併行するもので、この順に時期が下がることに異論はないはずである。これらには少量の無文土器や縄文土器が伴う。これより上位の層からは高山寺式や穂谷式が出土しており、この層位例は従来の編年と矛盾するものではない。

以上より、神宮寺式は黄島式およびこれに併行する九州地方の稲荷山式よりも古いことがこの層位例から示される。報告書「中越一九九五」で神宮寺式系の「ネガティブな」押型文に分類されている土器（第二図九）は、坂本嘉弘氏坂

本一九九四」が九州地方における「ネガティブな」押型文として注目したものと同様の文様を有する。筆者はこの種の文様は一般の格子目文の一種とみなしてよいと考えている。「ネガティブな」文様と共通するのは、格子目の交点の凸部が広がる傾向がある点である。つまり、原体で考えると、格子目の交点部分を深く広く削っている。このような手法は「ネガティブな」楕円文に共通する特徴であり、系譜関係を想定できる可能性がないとはいえない。

しかし、今ここで問題なのは系譜関係ではなく、時期である。この種の文様は確かに神宮寺式や大川式に存在するが、それは「ネガティブな楕円文」そのものではなく、これに伴う格子目文に近い。九州地方では、この種の土器は稻荷山式と同様、口縁端部を刻むので（第四図一）、稻荷山式の時期に含めてよい。弘法滝洞窟遺跡ではこの種の土器は第二丁九次調査では第一三層上層から出土しており、第一五層出土の筆者が神宮寺式と認定したものより新しいことが確実である。同種の土器は帯釈峽豊松堂面洞窟遺跡の第十四次調査（中越一九九三）でも出土しており、これも報告では神宮寺式系とされているものである（第四図二）。弘法滝、堂面とも、横位施文に限られており、この点も後出の要素である。堂面例は稻荷山式と同様に、内面にも施文しており、稻荷山式そのものといつてよいかもしれない。堂面では早水台式併行期の黄島式よりも下位から出土している。ようするに、神宮寺式系の「ネガティブな」押型文土器とされているものは技法上は神宮寺式と何らかの系譜関係を想定できる可能性が否定できないにせよ、神宮寺式とは時期が異なるものであることが、弘法滝洞窟遺跡の層位例から証明されたわけである。



第4図 格子目の交点部分が広くなる押型文土器の類例

1は〔坂本1994〕
2は〔中越1993〕より

二 北部九州地方における押型文土器出現の時期

帝釈峽弘法滝洞窟遺跡の層位例は北部九州地方における押型文土器出現の時期に関して、重要な示唆を与える。今一度、弘法滝洞窟遺跡の様相を下層から順に整理しておく。

- (一) 神宮寺式の段階には無文・条痕文土器は共伴しない。
- (二) 無文・条痕文土器が卓越する時期には山形文の押型文が伴う。
- (三) 稲荷山式に併行する段階には無文・条痕文土器の比率は低い。

(一)の事情は神宮寺式を出土する中四国地方の他の遺跡でも同様である。一方、九州北部では神宮寺式に併行する時期には無文・条痕文土器が主体であったことは確実である。にも関わらず中四国地方で神宮寺式にこの種の土器が共伴しないことは、この時期九州地方と本州地方との間の地域間関係が希薄であったことを意味する。九州地方で神宮寺式に併行する時期の押型文土器がいまだに発見されていないのは、このような事情によると考える。

(二)については二つの点で重要である。まず、無文・条痕文土器の系譜は神宮寺式に求めることは不可能で、九州北部の同種の土器に求める必要がある。無文・条痕文土器が多量で、押型文土器がごく少量という状況は九州地方にも類例があり、大分県の東台、中原（SK二九）、川原田などをあげることができる（坂本一九九四）。押型文についてはいずれも山形文に限られ、弘法滝と同様、無文部を若干残した帯状施文を意図している点で共通性がある。

つまり、この時期に九州北部と中国地方には強い共通性が生まれる。九州地方における押型文土器出現期はこの時期に求められるわけで、その場合、押型文という手法自体は本州地方の系譜によるものであることは疑いないが、無文・条痕文土器については九州地方北部の在地の系譜によるものである。すなわち、九州地方北部における押型文土器の出現は、本州地方からの一方的影響によるものではなく、九州地方北部の影響が本州地方に強く及ぶ過程

における現象である。

(二)について、今ひとつ注意すべき点は、帝釈峡遺跡群では観音堂第一九層下層において山形文と格子目文の押型文土器が条痕文土器を伴わずに出土しており、「松崎編一九七六」、これとの関係が問題になることである。観音堂第一九層下層の押型文は近畿地方の編年では山形文の特徴から神並上層式期矢野一九九三に併行すると考えている。この時期には楕円文がまだ出現していない。弘法滝洞窟遺跡もこの点は同様であるにも関わらず、共伴する土器に大きな差がある。神宮寺式以降、楕円文が出現するまでの間の時期は条痕文土器が大量に伴う時期とそうでない時期とに細分される可能性が指摘できるわけである。より古い神宮寺式には条痕文土器は伴わないので、前者の時期がより新しいであろう。つまり、九州地方に系譜を求めうる条痕文土器が中国山地に分布するようになる時期はかなり限定できるということである。

九州地方東北部における無文・条痕文土器の編年については、近年、綿貫俊一氏「綿貫一九九九」が精力的に編年している。これは九州東北部では無文・条痕文土器が稻荷山式にも大量に伴うという前提で編年されたものである。別府市北鉄輪遺跡では稻荷山式が無文・条痕文土器を従来のように大量には伴わずに出土しており、遠部慎氏が述べるように、この前提は再検討を要すると思われるだろう。「永野・遠部ほか一九九九」。従来、稻荷山式に伴うと考えられた無文・条痕文土器の多くは、押型文土器出現以前から少量の山形文しか伴わない時期に位置づけられる可能性が生じている。この点、無文・条痕文土器の編年は再検討を要すると考える。

(三)については従来から、この時期の無文・条痕文土器の比率は瀬戸内で高く、中国山地や山陰地方では低いという認識があり、この認識を改めて追認したことになる。ここで問題になるのは九州地方東北部の北鉄輪の事例が瀬戸内地方にも一般化できるならば、瀬戸内でも黄島式に伴うとされてきた無文・条痕文土器の多くは黄島式よりも古くなるのではないかという点である。この点については、非常に大きな問題であり、今後の検討にゆだね、現状

での見通しを示しておく。もし、黄島式に伴うとされてきた無文・条痕文土器の大半が黄島式より古いのであれば、黄島式より古い無文・条痕文単独の遺跡は瀬戸内に数多く存在することになる。中国山地や山陰地方において、神宮寺式が単独で分布するのだから、瀬戸内でこの時期に無文・条痕文土器の遺跡が多いのであれば、少量でも神宮寺式にこれが伴うはずである。しかし、今までのところ、両者の関係は確認できていない。このことは、瀬戸内では神宮寺式に併行する時期には遺跡が本来希薄だったのではないかという想定を導くことになる。つまり、瀬戸内の黄島式に伴うとされてきた無文・条痕文土器は、やはり押型文の時期のものと考えるべきではないか。また、かりに古くなるとしても、同様の理由から大半のものは山形文が少量伴う時期までしかさかのぼらないと考えるべきではないか。いずれにせよ、九州地方東北部同様、瀬戸内の無文・条痕文土器についても再検討の必要が生じている。

おわりに

以上、帝釈峡弘法滝洞窟遺跡出土押型文土器の観察を通じて、雑駁な考察を試みた。本論で述べたように、この遺跡は、「ネガティブな」橢円文を有する神宮寺式が、北部九州における最古の押型文土器よりも古いことを層位学的に確定しうる事例である。また、九州地方東北部の稲荷山式に少量存在する「ネガティブな」橢円文に類似した格子目文が、神宮寺式よりも確実に新しいことも同様に確定しうる。その結果、北部九州地方における押型文土器の出現期を本州地方との併行関係において層位学的観点から初めて確定できることになった。その出現期は本州地方における神並上層式の新しい段階ないし橢円文出現の直前期である。ただし、押型文土器に伴う無文・条痕文土器については、北部九州地方や瀬戸内地方における全般的な再検討を必要としている。無文・条痕文土器はそれ自体、個体から編年するのは難しく、一括資料の把握が不可欠となる。弘法滝洞窟遺跡の資料はこの点、層位学的に各時期の様相を

把握できるという点で、重要な意義を有していると考える。

弘法滝洞窟遺跡出土資料の実見にあたっては広島大学考古学研究室、ならびに中越利夫氏に大変お世話になりました。無文・条痕文土器については遠部慎氏より数々のご教示をたまわりました。末筆ながら謝意を表します。

引用・参考文献

- 池谷信之・守屋豊人一九九九「列島における縄文土器型式編年研究の成果と展望 関東・中部・東海地方早期（押型文系土器）」『縄文時代』一〇
- 打田知之二〇〇二「帝釈弘法滝洞窟遺跡（第一六次）の調査」『広島大学文学部帝釈峡遺跡群発掘調査室年報』
- 角田徳幸編一九九一「主要地方道浜田八重可部線特殊改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」島根県教育委員会
- 坂本嘉弘一九九四「西日本の押型文土器の展開——九州からの視点」『古文化談叢』三八
- 中越利夫一九九一「帝釈峡遺跡群出土の押型文土器」『縄文時代』二一
- 中越利夫一九九三「豊松堂面洞窟遺跡（第一四次）の調査」『広島大学文学部帝釈峡遺跡群発掘調査室年報』
- 中越利夫一九九五「帝釈弘法滝遺跡（第二九次）の調査」『広島大学文学部帝釈峡遺跡群発掘調査室年報』
- 中越利夫二〇〇一「帝釈弘法滝洞窟遺跡（第一五次）の調査」『広島大学文学部帝釈峡遺跡群発掘調査室年報』
- 中越利夫・大川泰広二〇〇〇「帝釈弘法滝洞窟遺跡（第一・一四次）の調査」『広島大学文学部帝釈峡遺跡群 発掘調査室年報』
- 中越利夫・佐々木正浩・内山ひろせ一九九八「帝釈弘法滝洞窟遺跡（第二二次）の調査」『広島大学文学部帝釈峡遺跡群発掘調査室年報』
- 中越利夫・植林啓介・三ツ木貴代志一九九六「帝釈弘法滝洞窟遺跡（第一〇次）の調査」『広島大学文学部帝釈峡遺跡群発掘調査室年報』

中越利夫・植林啓介・幸泉満夫・三田敦司一九九七「帝釈峽弘法滝洞窟遺跡（第一次）の調査」『広島大学文学部帝釈峽遺跡群発掘調査至年報』

中越利夫・村田亜紀夫一九八六「帝釈弘法滝遺跡（第一次）の調査」『広島大学文学部帝釈峽遺跡群発掘調査至年報』

永野康洋・遠部慎・志賀智史一九九九「別府市における縄文時代早期の様相——北鉄輪遺跡試掘概要を中心に」『おおいた考古』一二

松崎寿和編一九七六『帝釈峽遺跡群』亜紀書房

松田真一九九九「列島における縄文土器型式編年研究の成果と展望 近畿地方草創期」前期『縄文時代』一〇

宮崎朝雄一九九九「列島における縄文土器型式編年研究の成果と展望 東日本早期前葉」『縄文時代』一〇

矢野健一九九三「押型文土器の起源と変遷」『考古学雑誌』七八—四

矢野健一九九七「中国地方における縄文時代草創期の様相」『中・四国の縄文時代草創期の土器と石器組成』（『第八回中四国

縄文研究会発表要旨）

綿貫俊一九九九「九州の縄紋時代草創期末から早期の土器編年に関する一考察」『古文化談叢』四二

（本学文学部助教授）